

# ダイバシティ就労について

2018年11月13日

社会福祉法人生活クラブ風の村

池田 徹

1

## 1. 対象者

働く意欲を持っているが、身体的、精神的、または社会的理由で、直ちに一般就労が困難な人

※原則として、「直ちに一般就労が困難」として支援を求める人全員を対象者とする。

### 精神的な理由

(例)

- ・精神障がい
- ・高次脳機能障がい
- ・発達障がい(自閉症スペクトラム症、学習症、ADHD など)
- ・依存症(アルコール使用障害・薬物・ギャンブル など)
- ・認知症
- ・障がいのラインに届かないが精神等になんらかの理由がある

### 身体的・知的な理由

(例)

- ・身体障がい
- ・知的障がい
- ・病弱
- ・難病
- ・妊娠中
- ・障がいのラインに届かないが身体や知的レベル等になんらかの理由がある

### 社会的な理由

(例)

- ・リタイア後の高齢者
- ・長時間の労働が難しく、短時間の勤務制限がある
- ・子育て中
- ・介護中
- ・父子家庭、母子家庭
- ・外国国籍
- ・触法歴がある、執行猶予中
- ・生活に困窮している
- ・DV被害
- ・ニート・引きこもり
- ・LGBT

2

## 2. 「働きづらさを抱える者」の就労困難度の認定方法

### ①労働生産性②労働習慣性③社会的要因

をもとに「働きづらさ」をアセスメントし一定の数値未満の人を対象者と位置づける。」

#### 【アセスメントシートの既存帳票】

ア.労働局就労準備チェックシート(参考資料①・②・③)

イ.障害福祉サービス事業所アセスメントシート(参考資料④・⑤)

ウ.生活困窮者自立支援事業委託事業者アセスメントシート(参考資料⑥)

3

## 3. 就労支援事業者について

対象者をアセスメントし、支援をおこなう就労支援事業者を「ダイバシティ就労支援センター」(仮称)以下(支援センター)とし、市町村域または広域に設置する。

支援センターは、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援機能(自立相談における就労支援、就労準備支援、就労訓練支援)を一括して担うとともに、各種職業訓練(プログラム)をおこなうものとする。

#### 【ダイバシティ就労支援センターのサービス内容】

- ①対象者に対する生活自立・社会自立・就労自立のための支援(生活困窮者自立支援事業)
- ②企業への職場見学・職場実習・就労訓練等のあっせん
- ③企業支援(職場環境調整・ジュブコーチ的支援・職場定着支援等)

4

## 4. ダイバシティ就労認定事業者

ダイバシティ就労を実施する事業者を、「ダイバシティ就労認定事業者」として、支援センターが登録する。認定された事業者は、職場体験、実習、就労訓練のほか、就労自立に向けた諸活動、失業者の職業訓練等をおこなう。

### 【ダイバシティ就労認定事業者の例】

ア.障害福祉サービス事業所 イ.企業

### 【ダイバシティ就労認定事業者の既存制度を活用した案】

ア.障害福祉サービス就労継続支援A型・B型事業所等が生活困窮者自立支援事業の認定就労訓練事業所の認定を受け、定員外で対象者を受け入れ支援を提供する。

(大分県)(参考資料⑦)

イ.求職者支援訓練の柔軟運用(参考資料⑧)

5

## 5. ダイバシティ就労認定事業者への報酬

定額による訓練給付費を支給する。

### 【就労継続支援A型事業所の報酬単価を基準にした案】

基本報酬(20名以下/10:1) 532単位/日

→10名を受け入れるは難しいので1名あたりの一日の柔軟な単位数設定が必要

### 【求職者支援制度を活用した案】

千葉県障害者委託訓練の場合 委託訓練費 90,000円/月/人  
訓練給付費 100,000円/月/人

→訓練事業所認定要件・訓練給付費支給要件が厳しいため、柔軟な運用が必要。

6

## 6.ダイバシティ就労率①

「ダイバシティ就労率」の概念を創る。障害者を含む対象者全員の就労人数、就労時間数をもとに、ダイバシティ就労率を算定する。

【ダイバシティ就労率の既存例】

生活クラブ風の村 雇用率の推移

	2008年 12月	2009年 12月	2010年 12月	2011年 12月	2012年 12月	2013年 6月	2014年 6月	2015年 6月	2016年 6月	2017年 6月	2018年 6月
障害者 法定雇 用率	0.87%	0.74%	0.69%	1.87%	2.19%	2.08%	2.66%	2.78%	2.61%	2.14%	3.11%
UW率	0.86%	0.99%	1.40%	3.11%	3.88%	4.22%	5.70%	5.76%	4.83%	4.04%	4.82%

### 【UW率の算定根拠】

- ・ 障がい者雇用率に算定される方(手帳取得者)は通常通りカウント
- ・ 手帳を所持していない方は、時間数により以下のカウントにより算出。
 

30時間以上	1
20時間以上30時間未満	0.5
10時間以上20時間未満	0.25
10時間未満	0.125

7

## 6.ダイバシティ就労率②

・ 国は、一定規模以上の企業、非営利団体等のダイバシティ就労率を公表し、ダイバシティ就労支援機構は、優良事業者の顕彰をおこなう。

・ 国、自治体は、ダイバシティ就労率が高い優良事業者へ、優先発注の制度を創設する。

例：大阪府ユニバーサル就労条例における優先発注(随意契約)等

8

## 7.長期的課題(財源の観点も含む)

- 長期的課題としては、「障害者」の規定を医療モデルから社会モデルに転換することが求められる。転換後の障がい者支援＝生活困難度に応じ生活支援(医療・介護を含む)＋就労困難度に応じた就労支援(所得補償を含む)

### 【就労困難という「障がい」】

①障害者基本法・②障害者の雇用の促進等に関する法律における障害者の定義＝第一に障害者であること(医療モデル)

⇒①「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

②「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」

障害の規定と生活・雇用等の支援策の逆転の発想

9